

下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針

2020年10月15日

学生、教職員、保護者、地域のみなさまへ

公立大学法人 下関市立大学
理事長 山村 重彰
下関市立大学
学長 川波 洋一

新型コロナウイルス感染症については、このところ断続的に新規感染者が発生しているものの、感染状況は比較的落ち着いてきています。

こうした状況下で、本学では9月28日からの秋学期授業で、一部対面による授業を再開しました。さらに、対面授業再開を受けて、学生のサークル活動等についても、一定のルールと感染予防への十分な配慮の上、段階的な緩和をすることとしました。

- ・ 秋学期の授業については、感染防止策を徹底した上で、引き続き一部の授業で対面授業を実施します。
- ・ 本学の学生に限り、引き続き学内の許可された施設の利用を認めます。学内利用の際には、必ずマスクを着用してください。なお、授業のために入構した場合も、感染防止のため授業終了後はできるだけ速やかに帰宅して下さい。
- ・ 一般の方の施設利用、貸出については、引き続き制限を行います。
- ・ 遠隔授業の受講にあたり、受講環境が整わない学生を対象に、学内パソコン実習室の利用を感染予防の配慮などの一定条件のもとで引き続き認めます。
- ・ キャリアセンターは、感染予防に十分配慮の上、学生の就職活動を積極的に支援します。
- ・ 附属図書館は、入館人数や利用時間の制限を行いつつ、本学の学生、教職員に限り閲覧座席を含めた館内の利用を認めます。なお、図書館利用の際には、必ずマスクを着用して下さい。
- ・ 相談支援センターは、感染予防に配慮しつつ、相談業務を行います。
- ・ 学内への立ち入りにあたっては、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者の立ち入りは認めません。
- ・ サークル活動は、大学内の屋外での活動で、所定の手続きによって学部長の許可を得た団体に限り、対面での活動を認めます。
- ・ 教職員が業務のために行う出張は、県外への移動を伴うものを含め、移動先の情報を確認した上で、個別に判断します。
- ・ 学内会議については、引き続きオンライン会議やメール会議等の活用を継続します。ただし、対面での開催を要する場合は、議長が会議内容を精選して行うこととし、感染拡大を予防する措置を徹底します。

今後も、コロナウイルス感染症の全国的、地域的発生状況を注視しつつ、大学における教育研究活動、業務運営の平常化にむけて段階的に規制を緩和していく予定です。なお、利用が認められる施設の詳細については、ホームページ等でお知らせいたします。

ひとりひとりが、自身が感染しない、他人に感染させないことを心掛け、引き続きコロナウイルス感染症の予防には十分に努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

公立大学法人下関市立大学危機対策本部

電話 083-252-0288